

## 令和2年度 年末たすけあい募金助成基準

1 募集時期	令和2年10月19日（月）～10月30日（金） ※土日祝日を除く9時～17時
2 目的	身近な地域でより安心な生活を求め、地域福祉を推進していくために「年末たすけあい」募金より対象となる事業に助成を行うことを目的とします。
3 助成内容	団体が事業を行うための事業費助成
4 対象事業実施期間	令和2年11月15日（日）～令和3年1月15日（金）までに実施し、 令和3年1月25日（月）までに報告出来る事業
5 対象団体	（1）（2）いずれかに該当し、さらに下記5つ（a～e）全てを満たす団体 （1）地域福祉を推進することを目的としている団体で、西区内を中心とした活動をする団体 （2）西区内に活動拠点をおき、西区の障害福祉推進のために事業を行なう障害当事者及び家族団体（単一家族で構成される団体は除く） a. グループの構成人数が5名以上で、年間3回以上の活動実績がある団体 b. 非営利である団体 c. 3ヶ月以上の自主活動実績がある団体 d. 情報公開に応じられる団体 e. 年末たすけあい募金を財源としていることを周知出来る団体
6 助成金額	対象経費の4/5まで。ただし、助成上限額は5万円とする。 ※申請額の総額が予算を超えた場合は、一定の減額率をもって審査となります。
7 助成対象外経費	（1）アルコール代 （2）出来合いの飲食物代（調理をする為の食材料費は助成対象内経費です） 例：ケーキ ×ケーキを買う ○スポンジ・生クリームを買う （3）打合せに伴うスタッフ等の弁当代・茶菓子代等
8 助成対象と ならない事業	（1）特定個人のみを対象とした事業（例：〇〇ちゃんを救う会等） （2）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業 （3）政治上の主義を推進することを目的とする事業 （4）公的サービス事業 ※公的サービスとは、介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者自立支法に基づくサービス、一般行政サービス（在宅生活支援ホームヘルプ事業、自立支援ホームヘルプ事業、介護予防型デイサービス事業、高齢者・障害者食事サービス事業等）、横浜市からの補助委託事業（横浜市市民活動推進基金、横浜市民まち普及事業等）、区づくり推進事業等 （5）営利を目的とした事業 （6）公的な助成金をうけている事業 （7）自助を目的とした活動